悪質な訪問販売に気をつけましょう

訪問販売でお困りのときは、ひとりで悩まず、お気軽に市消費生活センター（☎28―八一〇〇）へご相談下さい。

訪問販売は、居ながらにして商品が買えるという便利な面もありますが、いろいろな問題を持っています。

市消費生活センターに寄せられた訪問販売に関する相談は、左上のグラフのように毎年増え続けています。六十年度は六百五十六件と、相談総数の過半数を突破してしまいました。

内容的には、若い年代の消費者が電話で呼び出されるアポイント商法、街角で呼びとめられるキャッチ商法、詐欺まがいの根拠のない説明や公共の施設名を使うカタリ商法などです。

消費者一人ひとりがしっかりしないと、あなたも被害に巻きこまれますので、ご用心！

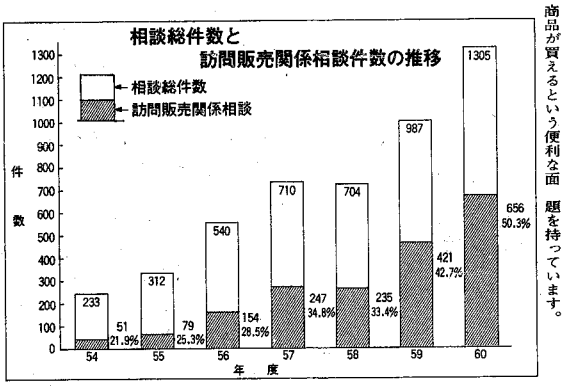

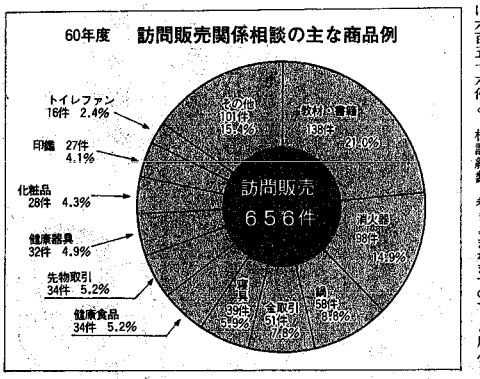

クーリング・オフ制度をご存じですか？

契約は一度結ぶと、その契約を守らなければならない義務ができます。従って、内容が法律に反するような場合以外は、自分だけの都合で解約できないのが、契約の原則です。

しかし、訪問販売では購入意思が不安定のまま契約することが多いため、契約後に冷静に考えてもらう期間を定め、七日間に限り、無条件で、解約損料を支払うことなく、契約を一方的に解除すること（クーリングオフ）ができます。

クーリング・オフの条件は次のとおりです。

一、販売者の店など営業所以外で交わした契約であること

二、契約（申し込み）をした日を含めて七日以内であること

三、商品代金を全額支払っていないこと

四、使うと商品価値のなくなる商品（健康食品、化粧品など）の場合は、まだ使用していないこと

解約の通知は内容証明郵便が確実

書面により解約を通知すると、解約に伴う経費は、全額販売者の負担になります。また、支払済のお金がある場合は、返してもらうことができます。

解約の書面は、発送したことが後で証明される内容証明郵便ですることが最も確実な方法です。

内容証明用の用紙は、文具店などで市販されています。それを利用して、同じ内容の書類を三通作ります。誤字、脱字を訂正するときは、訂正印を押します。

一通は相手側に、もう一通は郵便局に保管、残りの一通は差出人が保管します。

内容証明郵便の取り扱いは、次の郵便局で行っています。

●新潟中央郵便局●新潟中郵便局●新潟西郵便局●酒屋郵便局●松浜郵便局●赤塚郵便局●赤塚郵便局

※クレジット契約の場合は、差出人が保管するものを複写して、その複写したものを信販会社に送付します。

契約解除通知文の記載例

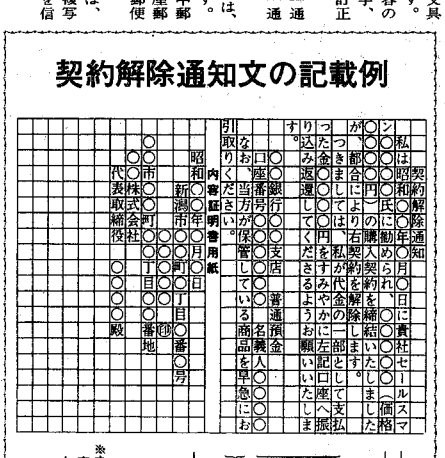

↓契約年月日
↓商品名

代金の一部を支払った場合のみ

商品を受取っている場合

↓発信年月日

※内容証明用の用紙は文具店などで市販されています。

トラブルはなぜ、起こるのか…

一、購入する意思がないのに突然、セールスマンが訪れ、一方的な説明によって強引に契約をさせられてしまう

二、品質や機能を十分に確かめられず、他社製品との比較もできないまま購入させられる

三、セールスマンの根拠のないウソの説明を真に受けて、契約をさせられる

四、販売者が"どこのだれ"ともはっきりしないまま、契約をさせられる

五、解約の申し出に対して、担当セールスマンがいないなどの理由で買い逃れされ、責任の所在がはっきりしない

六、渡された書面は、心ずし

一、何のための訪問か、最初にはっきりと確かめる

二、身分証明書（訪問販売員教育登録証）の提示を求める　"名刺は身分証明書"ではありません

三、不用なときは、「いらない」とはっきり断る

四、迷ったときは契約しないで、次の機会にする

五、代金は一括払いしないで、未払い分を残しておく

七、口約束は信用しない。有利な条件は必ず書面にする

八、押印は、自分自身の手でよく確めてからする

九、書類は大切に保管する

十、契約について、家族や友人に必ず相談する

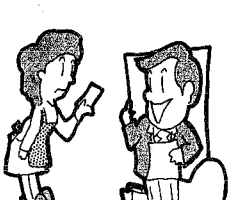

かしこい消費者になるための10カ条

名義貸し

安易に名前を貸すのは絶対にやめましょう

「名義貸し」のトラブルをみると、セールスマンから強引とも思われるような懇願を受けたり、知人や友人など断りにくい関係にある人から「絶対に迷惑をかけない」「名義を借りるだけ」などの説明を受け、安易にあるいはやむなく承知したという事例がほとんどです。なかには、無断で名前を使われた事例もあります。

このような場合、相談者が「名義を貸しただけ」「セールスマンの言葉は詐欺的、不当である」と主張しても、それを証明することはかなり困難なようです。

販売業者や信販会社と交渉しても、名義使用を承諾したということもあって、代金の一部を負担しなければならないことがあります。

安易に「名前」を貸すのは、絶対にやめましょう。

通信販売は条件をよく確めてから

新聞や雑誌、テレビ、カタログなどを通じ、電話で申し込めば商品を自宅まで配達してくれる通信販売が消費者に受けています。

通信販売は①商品を手にとって見ることができない②返品や解約についての説明が十分でない――などの問題点があり、トラブルが起こりやすい。

◉トラブルを防ぐために

①申し込み時に販売条件を確認する。

②商品が配達されるまで、広告は保管しておく。

③代金を送る時は、現金書留や郵便為替などを利用する。

④返品できるか、確認しておく。

即断しない!!
契約は家族や友人と相談してからに